

敦賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、互いに支え合い、ともに生きるぬくもりのあるまちの実現に向けた取組の一助として、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者又はジェンダー・アイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方がセクシュアル・マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有すること又は宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券

- (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 市長は、宣誓をしようとする者が病気、障害等により自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について、あらかじめ市と調整するものとする。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）（以下これらを「受領証等」という。）を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合であって、少なくともいづれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。

3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいづれか一方が市内に転入したときは、当該転入した者は、転入の日から14日以内に、転入予定者受付票に住民票の写し等の転入したことを証する書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、市長は、宣誓者のいづれか一方が市内に住所を有することを確認したときは受領証等を交付する。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損、又は汚損等（記載事項の変更によるものを除く。）により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合を除き、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。

4 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいづれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第6号）に

受領証等及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の変更届出書の提出について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により変更届出書の提出があった時は、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 次条第1項の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなつたと市長が認めるとき。
- 2 前項の規定による受領証等の返還は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しない。
 - 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の返還届出書の提出について準用する。

(無効となる宣誓等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 第3条の規定に反するとき。
- (4) 第6条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあっては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかつたとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、宣誓者に交付した受領証等又は転入予定者受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りではない。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(提出書類の保存)

第11条 市長は、宣誓書等を、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日、宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第12条 宣誓者は、前条の規定による保存期間が経過するまで（第10条の規定により宣誓が無効となった場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第8号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第9号）の交付を受けることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による証明書の交付の申請について準用する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。